

社会福祉法人まごころ

身元保証事業説明資料



社会福祉法人 まごころ

2024 年3月版

複製禁止

静岡市終活支援優良認証事業者

【理念】

ひとりひとりの
豊かな人間観の実現

【介護方針】

自立の支援

【行動指針】

私たちは以下の点を常に念頭におき「プロの介護職」として「お客様に最高のサービス」を提供いたします。

- ◎お客様に共感し感激すること
- ◎笑顔で接すること
- ◎安全を守ること
- ◎ご家族の一助となること
- ◎ノーマライゼーションの実現

法令遵守指針

良質なサービスの提供

私達は 社会福祉法、介護保険法、消費者契約法、法人等による寄付の不当な勧誘の防止に関する法律及びその他関係法令の主旨に則って、心身・技術を磨き、お客様の QOL(クオリティ・オブ・ライフ)の向上、自立支援に役立つサービスを提供します。そのために、たゆまぬ研鑽を行います。

人権の擁護

お客様の尊厳の保持・プライバシーの保護に配慮し、常にお客様の立場に立って提案、行動します。

安全・清潔への配慮

私達はおお客様の尊厳・意志を尊重しつつ、安全性の確保及び清潔の保持に努めます。

法令の遵守

私達は、法令、法人内外の規範、社会的ルールに則って行動し、地域社会からの信頼を得られるよう行動します。

寄附・遺贈・死因贈与について

寄附の取り扱い

1. 事業者より寄付の勧誘、強要をすることはありません。
2. 利用者、もしくはその家族からの寄附は、自発的な申込みがある場合に限り、受入れます。
3. 寄附の受入れにあたり、寄附者の公開などを行いません。
4. 寄附は地域における福祉の発展と充実に寄与する場合に限り受入れます。用途を指定した寄附はその内容に沿って使用します。

遺贈・死因贈与契約の取り扱い

利益相反の観点から、利用者からの遺贈を受けること、死因贈与契約をすることはありません。

社会福祉法人まごころについて

社会福祉法人とは社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づき設立された都道府県知事の認可を受けている法人です。

社会福祉法人まごころは、特別養護老人ホーム、デイサービスなど高齢者介護サービスを運営している法人です。

事業開設経緯

介護事業に携わる中で、一人暮らしの方や身元がなくなり今後の生活に不安を抱えている方、身元保証人がいなくて困っている方と多く接する機会があり、支えになりたい、サポートをしたいと考えるようになりました。

高齢者が生活をより豊かに暮らす事ができるよう、包括的にサポートするため、5つのサービスを開始することとなりました。

ご利用に際して

- 判断能力がない方と契約を結ぶ事はできません。(後見人の方と契約を結ぶ事はできます。)
- 本事業は成年後見制度とは違うものです。ご本人様の意思に沿いながら、ご親族の代わりに支えるものです。
- 当法人で金銭管理はしておりません。希望の場合は、専門家の金銭管理契約、その他、日常生活自立支援事業との連携を検討します。

※1 成年後見制度 P14 へ

※2 日常生活自立支援事業 P14 へ

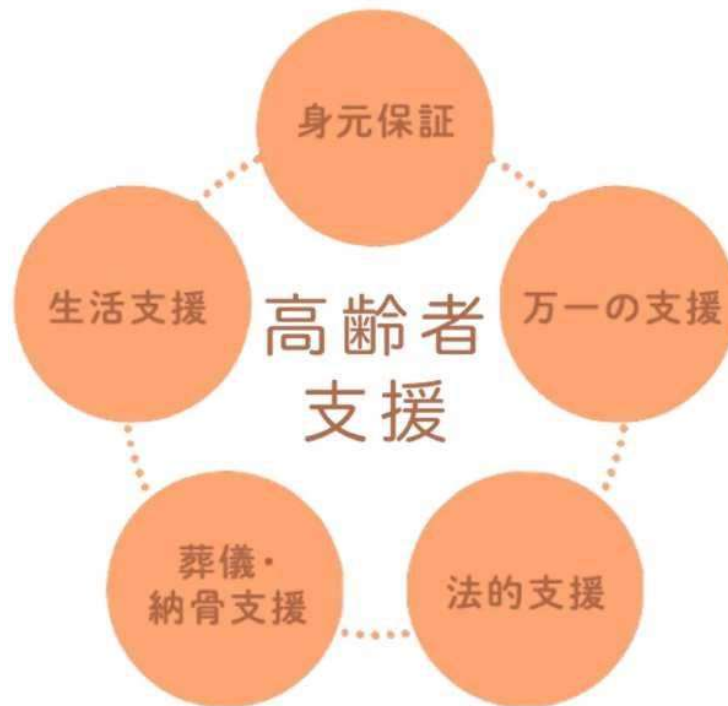
次のポイントを確認しましょう。

- ☑ 自分が何をして欲しいかを明確化しましょう。
- ☑ 必要としているサービスと合致しているか確認しましょう。
- ☑ 金額に関してライフプランに沿っているか確認しましょう。

まずは、ご不安に思っている事をお気軽にご相談ください。

相談だけでも結構です。本人に必要と思われるサービスや適性な機関にお繋ぎできるように相談支援させていただきます。

高齢者の「お困りごと」を支える5つのサポート



①入居時・入院時に必要とされる事がある身元保証人になる

身元保証支援

②家族の立場となり日々の暮らしを支える日常生活支援

③もしもの時のための万一の支援(死後事務)

④お亡くなりになった後の葬儀納骨支援

⑤弁護士や司法書士などの専門家と連携する法的支援



身元保証支援

一生涯にわたり、ご家族の代わりに、ご本人様の安心できる暮らしをサポートします。



病院入院時や福祉施設入居時など必要に応じて「身元保証人」をお引き受けし、支援します。



緊急時の連絡先となり、救急搬送時などのかけつけを行います。

(例：見守り機器の緊急連絡先や介護サービスの緊急連絡先 など)

24 時間365日



望む医療やケアについて前もって考えるお手伝い(人生会議)をし、

もしものときには事前に確認した医療の意向を代弁者として医師にお伝えします。

※3 人生会議 P14 へ





2 生活支援

病気などの緊急支援をはじめ、日常的な生活支援など公的介護保険外のご家族がされる事をカバーします。

- 福祉施設の見学、面接、入居立ち合い
- 退院、転院時の付き添い
- 手術の付き添い ▪ 各種手続代行 ▪ 計画書対応
- 入院時事務手続き など



3 万一の支援(死後事務)

お亡くなりになられた後の事務手続きを生前のご意思に従って、行います。死後事務委任契約を結びます。

※4 死後事務委任契約 P15 へ

- 訃報の際に 24 時間 365 日駆けつけます。
- 生前の意思に従い、ご遺族へご連絡
- 行政への届け出などの事務手続き
- 病院、施設、賃貸住宅の費用の精算
- ライフラインの停止 など



4 葬儀納骨支援

生前のご意思に沿って、ご葬儀の連絡から葬儀場手配、火葬、収骨、ご指定の場所や方法で納骨まで行います。



5 法的支援

必要に応じて、弁護士、司法書士などの専門家にお繋ぎし、連携します。

- 相続
- 遺言
- 後見申請サポート
- 任意後見契約 など

※5 任意後見契約 P15 へ

万一の支援(死後事務)、葬送支援 契約に関して

万一の支援(死後事務)、葬儀・納骨費用に関しては、**委任内容を確認しお見積りをした上で預託金管理**をさせていただきます。

預託金をしっかり保全するために受任者である社会福祉法人まごころが直接管理するのではなく、利用者様、社会福祉法人まごころ、司法書士で「3者契約」を結び、司法書士が専用口座にてお預かりします。

実費精算後残余金があった場合、遺言執行者又は相続代表者又は相続財産管理人に返還致します。

預託金契約プランを途中解約した場合、預託金は全額返還致します。

※遺言執行人を定めている場合など、死後事務に必要な費用及び事業者の報酬を確保するための算段を確認出来た場合は、必ずしも預託頂く必要はありません。

解約について

契約締結日より起算して20日以内に書面による解約の申し出がなされた場合は、その事由の如何に関らず解約に応じ、入会金・会費・事務管理手数料を返金いたします。ただし、身元保証及び日常生活支援業務に係るサービスを利用し、費用が発生している場合は利用者はその費用を事業者にお支払いいただきます。費用とは生活支援の料金などを指します。

契約締結日より起算して21日以降の場合は、解約を希望する日の2ヶ月前までに書面による解約の申し出を行うことにより、本契約の解約ができます。但し、入会金・会費・事務管理手数料・貴重品保管費は返金いたしかねます。

ご利用料金について

入会金 5万円

月会費 5千円／月（月1回程度の訪問ないし電話でのご様子伺い）

身元保証支援 生涯事務管理手数料 20万円

生活支援 P12 料金体系に準ずる

万一の支援（死後事務） 下記お見積りによる (預託金)

- ・手数料（委任内容により見積もり） ※P13 料金体系に準ずる
- ・実費精算費用（医療費・介護施設費用清算など） 目安20万円～

葬送支援 下記お見積りによる (預託金)

- ・喪主代行手数料（委任内容により見積もり） ※P13 料金体系に準ずる
- ・葬儀、納骨実費精算費用（ご希望の葬儀などをお聞きます。）

貴重品保管費 5百円／月 （現金以外の貴重品保管）

預託金管理手数料 1千円／月 （司法書士への管理手数料）

2024年2月時点

ご相談内容・ライフプランにあわせてお見積りをさせて頂き、
契約プラン料金のご説明をさせて頂きます。

生活支援料金体系

前日までの依頼 3,300円／時間（前日18時までの依頼）

当日の依頼 4,300円／時間（前日18時以降の依頼）

休日割増 500円／時間（土日祝・年末年始は12/31、1/1～1/3）

時間外割増 1,000円／時間（18時～翌朝8時）

キャンセル料 1,000円（前日18時迄に連絡頂いた場合はキャンセル料はかかりません）

交通費 実費（公共交通機関、駐車場代 など）

ガソリン代 25円／km（支援場所までの距離が10km 超えた場合）

別途経費 実費（介護タクシー など）

※ご依頼は最低1時間からのご利用料金となります。以降は30分毎の料金となります。
支援場所までの往復時間はご利用料金には含みません。

葬送支援 まごころオススメプランについて

火葬式プラン 20万6千円（喪主代行手数料込み）

1日葬プラン 45万2百円（喪主代行手数料込み）

通夜・葬儀プラン 50万5千2百円（喪主代行手数料込み）

お墓が無い場合の永代供養、海洋散骨のご相談にものらせて頂きます。

※納骨、寺社手数料代等は別途金額がかかります。事前見積もりをした上で葬儀プラン代とあわせて預託金としてお預かりします。

死後事務 手数料一覧

委任事務	報酬(消費税込)
1. 死亡直後の緊急対応事務	50,000円
2. 親族・菩提寺等甲の指定する関係者への連絡事務	1,000円／1件あたり
3. 通夜、告別式、火葬、納骨、散骨、永代供養に関する事務	—
葬儀・火葬に関する手続き	—
(a) 火葬式の場合	50,000円
(b) 通夜式の場合	80,000円
(c) 通夜・葬式の場合	100,000円
納骨・散骨・永代供養に関する手続き	30,000円
4. 医療費・老人ホーム等の施設利用料、家賃等の債務弁済事務	5,000円／1件あたり
5. 病院、介護施設の退院、退所手続き	10,000円／1件あたり
6. 不動産賃貸借契約の解約及び住居明け渡しまでの管理	30,000円
7. 家財道具や生活用品の処分に関する事務	20,000円
8. 行政官庁への諸届出事務	20,000円
9. 電気、ガス、水道等公共サービス、NHKの料金清算及び解約	5,000円／1件あたり
10. 固定電話(電話加入権)・携帯電話・インターネット接続サービス等の通信契約、その他各種契約の解約手続き	10,000円／1件あたり
11. 相続人又は遺言執行者への財産引き渡し若しくは相続財産清算人又は相続財産管理人選任申立て手続き	実費
12. ペットの里親探し・終身飼育施設への引き渡し	50,000円
13. 未払い税金の納税手続き	10,000円 ／1件あたり
14. SNS・デジタル遺品の削除	10,000円 ／1件あたり
15. 各事務に関する費用の支払	—

用語解説

※1 人生会議

もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話しあい、共有する取組のことです。

※2 成年後見制度

認知症、知的障がいなどによってひとりで決めることに不安や心配のある 人が、いろいろな契約や手続きをする際にお手伝いする制度です。

※3 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、日常的金銭管理などの支援をする制度です。

※4 死後事務委任契約

自分の死後に発生する事務手続きを信頼する第三者に予め委任しておく 契約です。

※5 任意後見契約

ひとりで決められるうちに、認知症や障がいの場合に備えて、あらかじめ、ご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

※静岡市終活支援優良認証事業者とは

静岡市が令和5年度に開始した事業です。

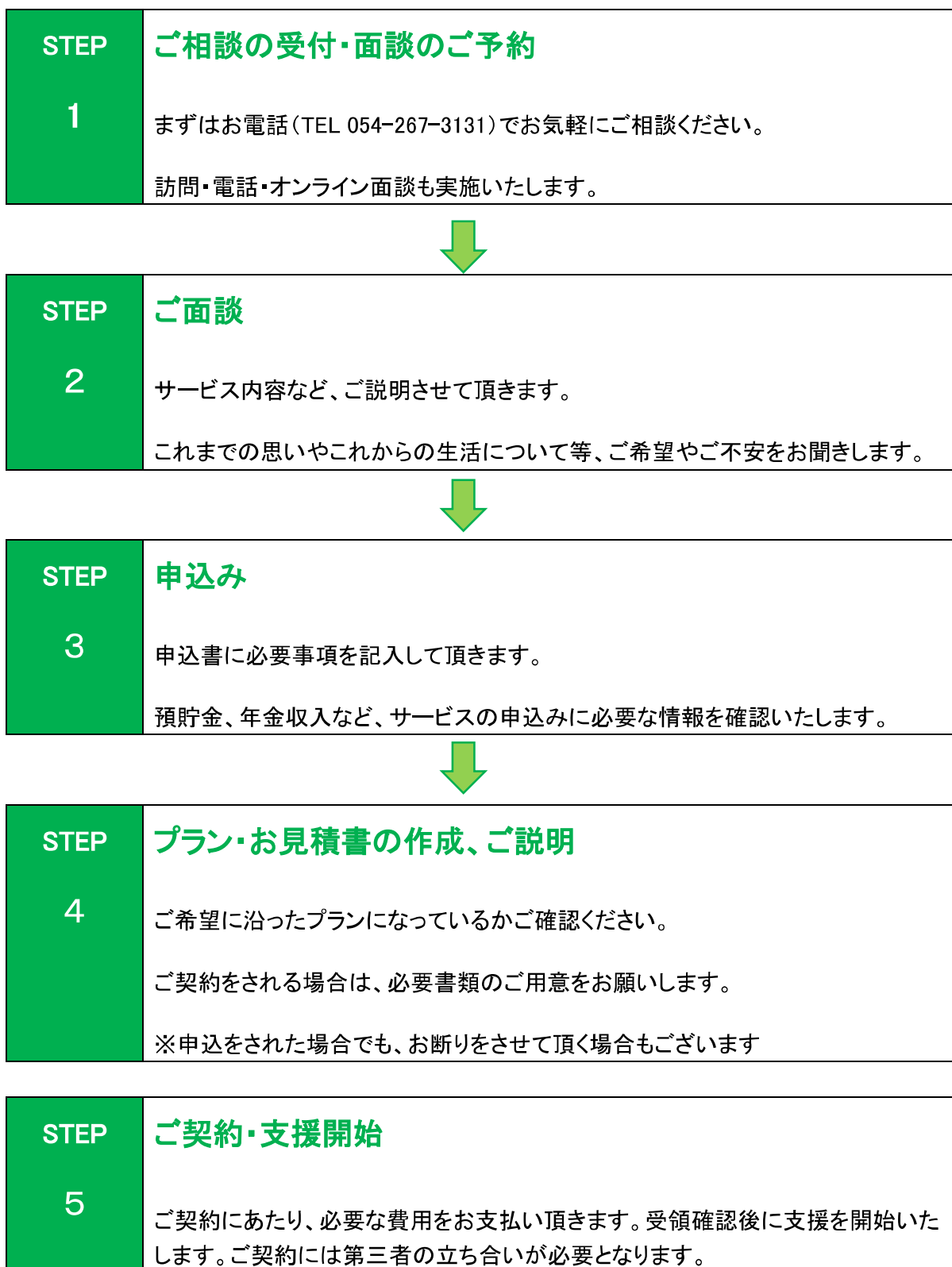
市が申請のあった事業者を審査して認証することにより、市民の方が安心して事業者を利用した終活ができるようにするものです。

認証基準は、「組織運営」「契約の締結・履行」「サービスの管理」の3部門となります。

社会福祉法人まごころは、認証第一号として令和6年3月19日付で認証されました。

認証期間は3年間となります。

ご契約までの流れ



必要書類	●住民票(本籍地記載)もしくは戸籍謄本 ●印鑑証明書 ※身体状況に応じて、当法人へ委任状を頂くことで代理取得することも可能です。 必要書類を取得する場合の費用はご本人様の負担となります。
------	---

ご契約時に必要なもの	●印鑑(実印) ●振替口座の情報(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人名) ●銀行の届出印 ※口座振替依頼書に捺印していただきます
------------	---

契約時 第三者 立ち会い	ご契約にあたり、契約内容に相違がないことなどを客観的に確認して頂くために、当法人と利害関係を持たない第三者の立ち会いが必要となります。但し、立ち会い人に責任が及ぶことはありません。基本的に第三者はご自身で立てていただきますが、依頼することができない場合はご相談ください。 ※第三者の立ち会いを公正証書にて行うこともできます。公正証書の契約に関わる手数料はご本人様の負担となります。
--------------------	--

サービス を利用できない ケース	1. 反社会勢力に属していると思われる方 2. 静岡市外に在住で緊急時対応が出来ない方(市内山間部の方はご相談ください) 3. 判断(契約)能力のない場合 4. 収支の状況を確認し、ライフプランに沿えないと判断した場合 ※生活保護受給者向けのプランは現時点ではご用意ができておりません。
------------------------	---



Q: 借金がある場合や就職時の身元保証人も引き受けてもらえるのでしょうか？

A: お引き受けする事はできません。

Q: 介護施設や病院入院時には身元保証人は必ず必要なのでしょうか？

A: 絶対に必要という事ではありません。然しながら、求められる事がほとんどです。

日頃から何かあった時にかけてサポートを頼める人がいて欲しい。

そんな観点でご検討頂ければと思います。

Q: 将来、施設入居を検討しています。一緒に探したりしてもらうことはできますか？

A: 身体状況や経済状況、ご本人様の希望をお聞きしながら、一緒にお探しします。施設見学の付き添いや手続きのサポートもいたします。

Q: 契約後のフォローはありますか？

A: 月に1～2回程度電話ないし訪問を通じて安否確認やご様子伺いをさせて頂きます。不安に思っている事や健康状態の変化などを確認いたします。
見守りサポートとは違いますので、ご希望があればご紹介をさせて頂きます。

Q: 生活支援の際、車で送迎をしてくれますか？

A: 当法人の車で送迎をする事はできません。タクシーなどを手配させて頂きます。

問合せ先

お気軽にお問合せください。

社会福祉法人まごころ 身元保証支援事業部

住所 静岡市駿河区弥生町4番26号 まごころタウン静岡内

電話番号: **054-267-3131**